

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に定める事前開示書類)

2021 年 1 月 27 日

プラマテルズ株式会社

2021年1月27日

東京都品川区北品川四丁目7番35号
プラマテルズ株式会社
代表取締役社長 岸本 恭太

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する当社の特別支配株主である双日プラネット株式会社（以下「双日プラネット」といいます。）から、2021年1月26日付で、同法第179条第1項の規定に基づき、当社の株主（但し、当社及び双日プラネットを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の全員に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（以下「本売渡株式」といいます。）を双日プラネットに売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）に係る同法第179条の3第1項に基づく通知を受領し、同日開催の当社取締役会において本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名称：双日プラネット株式会社

住所：大阪府大阪市北区梅田三丁目3番10号

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

- (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号、同項第3号)

双日プラネットは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき770円（以下「本売渡価格」といいます。）の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2021年2月16日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

双日プラネットは、本売渡対価を、双日株式会社（以下「双日」といいます。）からの借入金により支払うことを予定しております。

(6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について双日プラネットが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

本株式売渡請求は、当社を双日プラネットの完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡価格は、双日プラネットによる当社株式の全て（但し、双日プラネットが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、2020年11月26日付で当社が公表した「支配株主である双日プラネット株式会社による当社株券等に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2020年11月26日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、双日プラネットの完全親会社である双日及び双日プラネットからの2020年9月11日付提案書を受領したことを契機として、2020年9月中旬に、本取引に関して、双日プラネット及び当社を含む双日グループ、旭化成（当社の第二位株主であった旭化成株式会社をいいます。以下同じです。）並びに本取引から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、2020年10月上旬に、双日プラネット及び当社を含む双日グループ、旭化成並びに本取引から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。

さらに、当社取締役会は、双日プラネットが当社の支配株主（親会社）であることを踏まえ、当社において本取引の是非につき審議及び決議するに先立ち、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「（2）本株式売渡請求の承認に当たり売渡株主等の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に関する提案を検討するための体制を整備いたしました。

上記の体制の下、当社は、本取引の目的、本公開買付け価格を含む本取引の条件に

ついて、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における本特別委員会からの意見・指示・要請等に基づいて、山田コンサル及びTMI 総合法律事務所の助言を受けながら、2020年11月上旬以降、双日プラネットとの間で複数回に亘る協議・交渉を重ねてまいりました。

また、当社は、本公開買付価格についても、2020年11月6日以降、双日プラネットとの間で複数回に亘る協議・交渉を重ねて参りました。具体的には、当社は、2020年11月6日に、双日プラネットから、本公開買付価格を当初提案価格である740円とする提案を受けましたが、当社から、再検討を要請したところ、双日プラネットは、同月11日、当社に対して、当初提案価格の合理性を改めて説明しました。その後、当社から、当初提案価格は十分なプレミアムが付されているとは言い難いとして、改めて再検討を要請したところ、双日プラネットが、同月18日に、本公開買付価格を760円とする提案を行ったため、当社から、本公開買付価格を770円で再検討いただきたい旨要請いたしました。その結果、当社は、同月24日に、本公開買付価格を770円にて応諾する旨の返答を受けるに至りました。本公開買付価格に対する当社の検討内容は、後述のとおりです。

上記のような協議・交渉を踏まえ、当社としては、厳しい事業環境・国際競争環境の中、本取引後に双日プラネットと誠実に協議の上、双日プラネットが志向する以下の各施策を実施し、以下のようなシナジー効果を実現することができれば、これらのシナジー効果は当社の企業価値向上に資すると考えるに至りました。

(ア) 双日プラネットと取引のある海外合成樹脂メーカーの当社事業での活用

現在の当社の取引先（仕入先）は、従来から取引がある日系合成樹脂メーカーの他、海外合成樹脂メーカーも少なからずあるところ、これに双日プラネットの取引先（仕入先）である別の海外合成樹脂メーカーを加えるとともに、海外合成樹脂メーカーとの取引に関するノウハウ等を双日プラネットから共有されることによって、今後、当社の事業戦略としてグローバル展開を拡大していく際に、新たに加わる取引先（販売先）に対しても安定した供給を行うことが可能になると考えております。

(イ) 双日プラネットが有する商権の当社への一部移管

双日プラネットと協議の上、双日プラネットが有する商権のうち当社の営業ノウハウや顧客対応力を活用できると考えられる一部商権（精密機器・OA関連・家電関連商材・建材関連等）を選定し、当該一部商権の双日プラネットから当社への集約が円滑に実現されることとなれば、当社において収益拡大はもちろんのこと、より多くの顧客ニーズを収集することが可能になり、これら顧客ニーズを把握することは当社の専門性の向上に繋がり、ひいては、当社の顧客満足度を向上させることに繋がるものと考えております。

(ウ) 双日グループのグローバルネットワークの活用

双日プラネットと協議の上、当社及び双日プラネットの海外の樹脂加工

拠点の適切な相互利用や海外営業経験のある人材の適切な相互交流が実現されることとなれば、当社におけるグローバルな供給体制・サービスの向上を図ることができると考えております。

(エ) 環境対応プラスチックに対する取り組みの強化

当社は、「よき企業市民として、地球環境と地域社会に配慮しつつ、適正な利潤を出し、以って社会貢献を果たす。」という企業理念を掲げ、環境問題に対して、真摯に取り組んでまいりました。本取引を通じて、当社の販売チャネルを活用し、双日プラネットが代理店権を有するバイオプラスチックの販売、環境・リサイクル分野での顧客基盤、サプライヤー基盤の相互利用等を推進することで、社会的課題である環境問題にもより積極的に取り組むことができるようになるものと考えております。

(オ) 双日グループファイナンスの活用

双日グループでは、双日と100%の資本関係を有するグループ会社でのみ利用することができる金融プーリングシステムが存在するところ、現在、当社は双日グループの上場会社・非完全子会社であるため、当該金融プーリングシステムを活用することができません。本取引により当社が双日プラネットの完全子会社となった場合、当社においてもかかる金融プーリングシステムが活用可能となり、当社における資金調達に要する手続的負担を軽減できるのみならず、資金調達コストの低減メリットを得ることが可能になります。加えて、これら資金は新たな投資にも活用することが可能であるため、経営資源の有効活用や費用削減の観点からも効果的であると考えております。

(カ) 経営資源の効率的活用によるコスト削減

本取引を通じて、当社が双日プラネットの完全子会社となることで、当社と双日プラネットとの間でより活発な人材交流を実現することができ、その結果、中長期的には両社の不足機能の相互補完や重複機能の削減ができるものと考えております。また、当社の非公開化により、上場維持のためのコスト負担を解消し、事業成長への経営資源の集中を図ることが可能になると考えています。

また、上記のような各施策は、当社が上場会社かつ双日プラネットの非完全子会社として存続する場合には、これらを実施することが困難であるか、又は当社の少数株主の利益への配慮が必要となり、迅速かつ機動的な実施が困難であるため、上記のような各施策を実施するために本取引を通じて双日プラネットが当社を完全子会社化することも合理的であると考えてに至りました。

さらに、当社は、以下の点等を考慮した結果、本公開買付価格である770円は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しております。

(i) 本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠

及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」に記載の山田コンサルによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果のレンジの中央値を上回るものであること。

- (ii) 本公開買付けの公表日の前営業日である2020年11月25日の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）における当社株式の終値555円に対して38.74%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値556円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して38.49%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値569円に対して35.33%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値571円に対して34.85%のプレミアムを加えた金額となっており、山田コンサルから提供された公開買付けを利用した支配株主による完全子会社化事例における平均的なプレミアム水準に比して遜色なく、合理的な水準のプレミアムが付された価格であるといえること。
- (iii) 本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- (iv) 上記措置が採られた上で、双日プラネットと当社との間で、独立当事者間の取引における協議・交渉と同程度の協議・交渉が複数回行われた結果として提案された価格であること。
- (v) 本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2020年11月25日付で本特別委員会から取得した答申書（以下「本答申書」といいます。）においても、本公開買付けの妥当性が確保されていると判断されていること。

以上より、当社は、2020年11月26日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

当該取締役会における決議の方法については、本意見表明プレスリリースの「3.

当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2021年1月15日、双日プラネットより、本公開買付けの結果について、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計（3,768,498株）が買付予定数の下限（1,718,800株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、応募株券等の全部の買付け等を行う旨の報告を受けました。この結果、2021年1月21日（本公開買付けの決済の開始日）付で、双日プラネットは、議決権所有割合90.64%に相当する当社株式を保有することとなり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、双日プラネットより、2021年1月26日付けで、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、2021年1月26日開催の当社取締役会において、(a)本株式売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、2020年11月26日開催の取締役会決議のとおり、本取引後に双日プラネットと誠実に協議の上、双日プラネットが志向する施策を実施し、シナジー効果を実現することができれば、当社の企業価値向上に資すると考えられ、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b)本売渡価格は、本公開買付け価格と同一であり、本公開買付け価格の決定に際しては、当社及び双日プラネットから独立した特別委員会の本答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c)双日より双日プラネット宛ての融資証明書を確認した結果、双日プラネットが、双日からの借入金により、本売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められること、及び、双日プラネットによれば、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないとのこと等から、双日プラネットによる本売渡対

価の交付の見込みはあると考えられること、(d)本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e)本公開買付けの開始日以降 2021 年 1 月 26 日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f) 本公開買付けの開始に当たり設置された特別委員会が、本株式売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していること等を踏まえ、本売渡価格を含む本株式売渡請求の条件等は妥当であると判断し、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、双日プラネットからの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する決議をいたしました。

また、上記取締役会には、当社の監査役 3 名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、岩井修氏及び鈴木良典氏については、双日プラネットの取締役又は執行役員を兼務していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

以上のとおり、当社は、本売渡対価の総額及び上記「2. 会社法第 179 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 2 号）」の「(2)株式売渡請求により本売渡株主に対して、本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号、同項第 3 号）」について定めは、相当であると判断しております。

(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、双日プラネット及び当社は、双日プラネットが当社を連結子会社としており、本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、双日プラネットと少数株主の間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付けの公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

なお、双日プラネットによれば、双日プラネットは、2020 年 11 月 26 日現在、当社株式 3,980,000 株（所有割合：46.56%）を所有していたため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)

の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあると考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の買付予定数の下限を設定しておりませんが、双日プラネット及び当社において以下①から⑥の措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。また、本特別委員会は、本答申書において、他の公正性担保措置が十分に講じられていると解されること等に鑑みると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる旨判断しており、当社としても同様に判断しております。

① 双日プラネットにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

双日プラネットは、双日を通じて2020年11月25日付で三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）から当社の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書を取得しているとのことです。詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(i) 設置等の経緯

当社は、双日プラネットが当社の支配株主（親会社）であることを踏まえ、当社において本取引の是非につき審議及び決議するに先立ち、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2020年10月6日、当社の社外監査役である村田徳氏並びに外部の有識者である小久保崇氏（弁護士、小久保法律事務所）及び高橋直樹氏（公認会計士、株式会社デルタスペース代表取締役）の3名から構成される本特別委員会を設置しました（なお、外部の有識者である小久保崇氏及び高橋直樹氏は、当社及び双日プラネットを含む双日グループ並びに旭化成から独立しており、本取引の成否に関して、一般株主とは異なる重要な利害関係を有していないとのことです。）。なお、当社は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわ

らず支給される固定金額のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

そして、当社は、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的の合理性(本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項、(ii)本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類)の妥当性を含む。)に関する事項、(iii)本取引の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項、(iv)前記(i)乃至(iii)その他の事項を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが少数株主に不利益か否か(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問しました。

なお、当社取締役会は、本取引に関する決定を行うに際して本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定を行わないことを併せて決議しております。

また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(i)当社の費用負担の下、本取引に係る調査を行うことができる権限、(ii)当社に対し、(a)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を双日プラネット及び双日に伝達すること、並びに(b)本特別委員会自ら双日プラネット及び双日と協議・交渉する機会の設定を要望する権限(なお、本特別委員会が当該(b)の機会の設定を要望しない場合であっても、本特別委員会は、双日プラネット及び双日との協議・交渉の方針について、当社に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができます。)、(iii)当社の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができる権限、及び(iv)本取引に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができる権限等を与えることを決定しております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2020年10月15日より同年11月25日までの間に合計6回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行っております。具体的には、2020年10月15日開催の初回の本特別委員会において、TMI 総合法律事務所及び山田コンサルについて、当社及び双日プラネットを含む双日グループ並びに旭化成の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないこと等から、それぞれを当社のリーガル・アドバイザー及びファイナンシャル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても、必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認するとともに、当社における本取引の検討体制についても、当社グループを除く双日グループ及び旭化成並びに本取引からの独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その後、本特別委員会は、(i) 当社及び双日プラネットより提出された各資料及び書面の検討、(ii) 双日プラネット及び双日に対する、本取引の目的・背景、本取引の条件及び本取引後の当社の経営方針等に関する事項のヒアリング、(iii) 当社の役員に対する、当社の事業の内容、外部環境、現在の経営課題、山田コンサルによる株式価値算定の前提とした事業計画の内容及び双日プラネットの提案内容等に関する事項のヒアリング、並びに(iv) 山田コンサルに対する、当社株式の価値分析に関する事項のヒアリング等を行っております。

また、本特別委員会は、当社から、双日プラネットと当社との間における本取引に係る協議及び交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議し、本公開買付価格につき、双日プラネットから 770 円という最終的な提案を受けるに至るまで、複数回にわたり当社との間で協議を行い、意見を述べるなどして、双日プラネットとの交渉過程に実質的に関与しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、上記のとおり本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2020年11月25日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

a 本取引の目的の合理性に関する事項について

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容等について、当社及び双日プラネットに対して質疑を行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

双日プラネットは、経済産業省が2019年6月28日に策定した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に基づき、当社を上場子会社として維持することが合理的かについての検証を開始した。その結果、双日プラネットは、双日プラネットと当社がそれぞれ独自の事業運営を行うよりも、一体的な事業運営を行うことが、当社を含む双日グループの持続的な更なる成長やシナジーの追求の容易化につながり、両社の企業価値向上の観点からは最良の選択であると考えてに至った。具体的には、双日プラネットは、本取引の実施後、以下のようなシナジー効果が期待できると考えている。

- (ア) 双日プラネットと取引のある海外合成樹脂メーカーの当社事業での活用
- (イ) 双日プラネットが有する商権の当社への一部移管
- (ウ) 双日グループのグローバルネットワークの活用
- (エ) 環境対応プラスチックに対する取り組みの強化
- (オ) 双日グループファイナンスの活用

(カ) 経営資源の効率的活用によるコスト削減

当社としても、本取引後に双日プラネットと誠実に協議の上、上記の各施策を実施し、シナジー効果を実現することができれば、これらのシナジー効果は当社の企業価値向上に資すると考えている。また、当社としても、上記のような各施策は、当社が上場会社かつ双日プラネットの非完全子会社として存続する場合には、これを実施することが困難であるか、又は当社の少数株主の利益への配慮が必要となり、迅速かつ機動的な実施が困難であるため、上記のような各施策を実施するために本取引を通じて双日プラネットが当社を完全子会社化することも合理的であると考えている。

本特別委員会は、上記事項の具体的な内容、本取引の実行及び双日グループのガバナンス体制の導入により見込まれる当社事業への悪影響の有無・程度、並びにこれらを踏まえた当社の企業価値向上の可能性等について、当社及び双日プラネットに対する質疑を通じ、詳細な検討を実施した。その結果、本特別委員会としては、①本取引後に当社が双日プラネットと誠実に協議の上、双日プラネットが志向する上記の各施策を実施し、適切にシナジー効果を実現することができれば、当該シナジー効果は当社の企業価値向上に資するという当社の判断及び②当該各施策を実施するために本取引を通じて双日プラネットが当社を完全子会社化することが合理的であるという当社の判断に、不合理な点は認められないと考えるに至った。

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

b 本取引の取引条件の妥当性に関する事項について

(a) 山田コンサルによる株式価値算定書

本公開買付価格は、山田コンサルによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回るとともに、DCF法による算定結果のレンジの中央値を上回る金額である。そして、本特別委員会は、山田コンサルから株式価値評価に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、山田コンサル及び当社に対して評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる当社の事業計画、割引率の算定根拠、余剰現預金や有価証券を含む事業外資産等の取扱いに関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

また、本公開買付価格は、当社株式の2020年11月25日のJASDAQにおける終値555円に対して38.74%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値556円に対して38.49%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値569円に対して35.33%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値571円に対して34.85%のプレミアムをそれぞれ加えた金

額であって、かかるプレミアムの水準は、同種他社事例における平均的なプレミアム水準と同等程度の水準であることを確認した。

(b) 交渉過程の手続の公正性

下記「c 本取引の手続の公正性に関する事項について」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本公開買付け後の手続の合理性

本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の当社の株主を双日プラネットのみとするための一連の手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められる。

(d) 対価の種類

本取引の対価は金銭とされているところ、双日プラネットが非上場会社であること、上場会社である双日の株式を対価とする株式交換等の方法による場合には取引完了までに相応の時間を要することを踏まえると、対価の種類は妥当と認められる。

(e) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

c 本取引の手続の公正性に関する事項について

(a) 当社による検討

当社は、双日プラネットが当社を連結子会社としており、本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、双日プラネットと少数株主の間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引であることを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本取引について検討するにあたっては、当社及び双日プラネットを含む双日グループ並びに旭化成から独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーである山田コ

ンサル並びにリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値向上については株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

本特別委員会は、山田コンサル及び TMI 総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社の第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認している。また、本特別委員会としても、必要に応じて山田コンサル及び TMI 総合法律事務所より専門的助言を受けることができることを確認し、現に助言・意見等を得ている。

(b) 当社による協議・交渉

当社は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を双日プラネットとの間で複数回にわたって行っている。具体的には、当社は山田コンサルを通じて、延べ3回にわたり本特別委員会が承認した対抗提案額の提示を含む価格交渉を、双日のファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券を介して実施した。

そして、その交渉の結果として、1株当たり770円という本公開買付価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり740円とする双日プラネットの当初提案価格より、30円の価格引上げを引き出している。

(c) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

当社を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、当社及び双日プラネットを含む双日グループ並びに旭化成その他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社の取締役のうち、岸本恭太氏は双日プラネット、双日及び双日の関連会社の出身であり、野田敬史氏は双日の出身であるが、いずれも当社に転籍後相当期間が経過していることから、当社の取締役として双日プラネットとの協議・交渉に参加すること並びに当社取締役会における審議及び決議に参加することは妨げられるものではないと考えられる。同様に、当社の監査役のうち、新津敏幸氏は旭化成の出身であるが、旭化成における業務を離れてから相当期間が経過していることから、当社の監査役として、上記取締役会における審議に参加することは妨げられるものではないと考えられる。

(d) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

本公開買付けにおいて、双日プラネットは、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) 条件を本公開買付け成立の条件とはしていないものの、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあること、及び本公開買付けにおいては、適切な公正性担保措置が実施されており、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる。

(e) 対抗的な買付け等の機会を確保していること

(i) 本公開買付けに関しては、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）が法令に定められた最短期間（20 営業日）よりも長期である 30 営業日に設定される予定であるとともに、(ii) 双日プラネットと当社とは、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定と併せ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保について配慮されている。

なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、情報管理の観点に加え、当社の親会社である双日プラネットが当社株式について売却しない意向を表明しており、仮に積極的なマーケット・チェックを実施したとしてもその実効性は乏しいものと考えられる。

(f) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

d 当社取締役会が本取引の実施を決定することが少数株主に不利益か否かについて

上記 a 乃至 c その他の事項を踏まえ慎重に検討した結果、当社取締役会が本取引の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。すなわち、当社の取締役会が、(i) 本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決定すること、及び(ii) 本公開買付け後に株式併合又は株式売渡請求の方法を用いて、当社の株主

を双日プラネットのみとするための一連の手続を実施することを決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものであるとはいえないと判断するに至った。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所を選任し、同法律事務所から本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けております。なお、TMI 総合法律事務所は、当社及び双日プラネットを含む双日グループ並びに旭化成の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、TMI 総合法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していません。

④ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、双日プラネットから提示された公開買付け価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、双日プラネット及び当社を含む双日グループ、旭化成並びに本取引から独立した第三者算定機関である山田コンサルに対し、当社株式の価値の算定を依頼し、2020年11月25日付で株式価値算定書を取得しております。なお、山田コンサルは、双日プラネット及び当社を含む双日グループ並びに旭化成の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していません。

当該株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、山田コンサルより取得した株式価値算定書、TMI 総合法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、当社取締役会は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠

及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引後に双日プラネットと誠実に協議の上、双日プラネットが志向する施策を実施し、シナジー効果を実現することができれば、当社の企業価値向上に資すると考えるとともに、本公開買付け価格は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2020年11月26日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（取締役である藤澤朋幸氏、岩井修氏及び鈴木良典氏を除く取締役4名）の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしております。上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、藤澤朋幸氏については、当社の第二位株主であり、かつ、双日プラネットとの間で本応募契約を締結している旭化成の従業員を兼務していること、岩井修氏及び鈴木良典氏については、双日プラネットの取締役又は執行役員を兼務していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において双日プラネットとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当社の取締役のうち、岸本恭太氏は双日プラネット、双日及び双日の関連会社の出身であり、野田敬史氏は双日の出身であり、堤敦史氏は旭化成の出身であり、いずれも当社に転籍後10年以内ではありますが、その後相当期間が経過していることから、当社の取締役として、上記取締役会における審議及び決議に参加しております。同様に、当社の監査役のうち、新津敏幸氏は旭化成の出身であり、旭化成における業務を離れてから10年以内ではありますが、その後相当期間が経過していることから、当社の監査役として、上記取締役会における審議に参加しております。

また、当社は、2021年1月26日開催の当社取締役会において、上記「(1)承認に関する判断の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、本株式売渡請求を承認する決議をいたしました。

上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、岩井修氏及び鈴木良典氏については、双日プラネットの取締役又は執行役員を兼務していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

双日プラネットは、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としているとのことです。双日プラネットは、公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、双日プラネット以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

また、双日プラネットと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 2 号）

双日プラネットは、本売渡対価を、双日からの借入金により支払うことを予定しており、当社としても、本株式売渡請求に係る通知書の添付資料として提出された融資証明書により双日プラネットによる資金確保の方法を確認していることから、双日プラネットが、本売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 3 号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について双日プラネットが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、当該売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとされているところ、上記の本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

該当事項はありません。